

指導、助言を行う。

(3) その他

事務員	1名以上（介護老人福祉施設たきべ野と兼務）
調理員	1名以上（介護老人福祉施設たきべ野と兼務）

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

水曜日と日曜日以外の各曜日。

ただし、8月13日～15日及び12月31日～1月3日は休日とする。

休日に変更のある場合は、1か月前に利用者等関係各位に周知する。

(2) 営業時間

通常時間 午前9時から午後4時

延長時間 午前8時から午後6時まで

この時間を超えるものについては、その都度協議する。

(利用定員)

第6条 利用定員は25名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎、身体介護、入浴介助、食事介助、機能訓練、日常生活訓練、口腔ケア、各種レクリエーション活動、延長サービス、相談及び助言等から、利用者に必要なサービスを提供する。

(2) 事業者の作成する通所介護計画に従ってサービスの提供を行う。

(3) 事業者は利用者ごとサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(第1号通所事業の内容)

第8条 第1号通所事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の介護予防に関する理解を支援し介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。

(2) 事業者が作成する第1号通所事業計画(運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の改善等)に基づき、利用者が自ら意思に基づいて介護予防プログラムに参加できるように支援する。

(3) 利用者の日常生活における介護予防の取組みの継続、定着を支援する。

(4) 利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

(サービスの取扱方針)

第9条 事業者は利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行う。

2 介護は、利用者の日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術を持って行う。

3 従業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

- 4 従業者は、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 事業者は、常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(利用料その他の費用)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。

- 2 前項に掲げる費用の他、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、契約書別紙の「デイサービスセンターいこいの家たきべ野 利用料金表」に定めるとおりとする。

(通常の事業の実施区域)

第11条 通常の事業の実施区域は、安曇野市、松本市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者がサービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業所内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする。
- (2) 事業所内の器具・設備の使用については、従業者の指示に従うものとし、器具の破損等には十分注意する。
- (3) 事業所内に、危険物等、他の利用者の迷惑となるようなものは持ち込まない。
- (4) 事業所における日課を守るとともに、他の利用者の迷惑となるような行為については行わないものとする。

(緊急時の対応)

第13条 サービス提供中に利用者の健康状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な措置を講ずる。

- 2 サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じ、管理者の指示に従うものとする。

(事故防止及び賠償責任)

第14条 事業者は、事故の発生又は再発を防止するため、組織的な安全対策体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族又は身元引受人並びに関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対するサービスの提供にともなって、天災地変等不可抗力による場合を除き、事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。ただし、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合は、損害賠償の額を減じることができる。
- 4 事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置についての記録を整備し、5年間保存するものとする。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び水防法第15条の3に規定する避難確保計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は施設管理者を当て、火元責任者には各室の責任者を当てる。
- (2) 始業時・就寝時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- (4) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 非常災害設備の使用法の徹底を、随時行う。
- (6) 消火訓練・避難訓練を年2回、通報訓練を年1回行う。また、浸水を想定した防災訓練を年1回行う。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第16条 提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情や事業所外からの苦情については、別に定める「福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱」により、迅速かつ適切に対応し、苦情に関する記録は、5年間保存するものとする。

- 2 苦情の処理に当たり、状況に応じて、市町村または国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合においては、その指導助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的に開催する。
 - (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村に報告するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第18条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。また身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載し、利用者や家族に説明を行い、同意を得た上で実施する。

(記録の整備)

第19条 事業者は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（苦情、事故に関する記録は5年間）保存するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して

その旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業による第1号通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(掲示)

第21条 事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第22条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に明記する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下のような措置を講ずる。

- (1) 感染症対策委員会（テレビ電話の活用可能）をおおむね6カ月に1回開催する。
- (2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 居宅介護支援事業者またはその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を禁止するものとする。

(地域社会との連携)

第25条 事業者は常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として自立した生き甲斐のある生活が営めるように配慮しなくてはならない。

(ハラスメントの防止)

第26条 事業者は、従業者に対し、ハラスメントを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講ずる。

- 2 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第28条 事業者は、従業者の資質の向上をはかるため、採用後6ヶ月以内に新規採用時研修を
実施する。また研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確
保し、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者が定める。

- (附則)
- 1 この規程は、平成16年12月 1日から施行する。
 - 2 この規程は、平成17年 5月 1日から改定施行する。
 - 3 この規程は、平成17年10月 1日から改定施行する。
 - 4 この規程は、平成19年 8月 1日から改定施行する。
 - 5 この規程は、平成20年 4月 1日から改定施行する。
 - 6 この規程は、平成24年 8月 1日から改定施行する。
 - 7 この規程は、平成28年12月 1日から改定施行する。
 - 8 この規程は、平成30年 4月 1日から改定施行する。
 - 9 この規程は、平成31年 3月 1日から改定施行する。
 - 10 この規程は、令和 元年 6月 1日から改定施行する。
 - 11 この規程は、令和 元年10月 1日から改定施行する。
 - 12 この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。
 - 13 この規程は、令和 4年10月 1日から改定施行する。
 - 14 この規程は、令和 4年12月16日から改定施行する。
 - 15 この規程は、令和 6年 2月 1日から改定施行する。
 - 16 この規程は、令和 6年 4月 1日から改定施行する。